

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 2 号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和 3 0 年函館市規則第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 1 2 第 1 号中「1 0 0 分の 2 0 5」を「1 0 0 分の 2 1 5」に，「1 0 0 分の 2 4 5」を「1 0 0 分の 2 5 5」に改め，同条第 2 号中「1 0 0 分の 5 0 . 2 5」を「1 0 0 分の 5 3 . 2 5」に改める。

第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り，第 5 条の 2 を第 5 条とする。

第 6 条第 2 項中「様式第 2 号」を「様式第 1 号」に改める。

第 7 条第 1 項中「様式第 3 号」を「様式第 2 号」に，「様式第 4 号」を「様式第 3 号」に改める。

第 8 条の 1 2 第 1 号を次のように改める。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 1 0 0 分の 2 1 0 （条例第 2 2 条第 2 項に規定する特定管理職員にあつては，1 0 0 分の 2 5 0）

イ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 6 年函館市条例第 5 号）第 6 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員
1 0 0 分の 1 7 5

第 8 条の 1 2 第 2 号中「1 0 0 分の 5 3 . 2 5」を「1 0 0 分の 5 2」に改める。

第 8 条の 1 5 第 2 項中「扶養親族（条例第 1 1 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）である配偶者」を「配偶者（同条第 2 項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）」に改める。

第 8 条の 1 6 第 1 号中「扶養親族」の後ろに「（条例第 1 1 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）または配偶者」を加え、同条第 2 号中「扶養親族」の後ろに「または配偶者」を加える。

第 8 条の 1 7 中「扶養親族」の後ろに「または配偶者」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第 8 条の 1 8 中「および区域」を削る。

第 1 0 条中「扶養親族」の後ろに「または配偶者」を加える。

様式第 1 号を削り、様式第 2 号を様式第 1 号とし、様式第 3 号を様式第 2 号とし、様式第 4 号を様式第 3 号とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例施行規則の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。